

第 22 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和元年 5 月 29 日（水）午前 9 時 26 分から 9 時 39 分
2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

3. 出席委員

会長	5 番	石堂	かよ子			
農業委員	1 番	古市	道則	2 番	中里	安男
	3 番	池亀	昭次	4 番	牛野	進一郎
	6 番	小山	重和	7 番	河野	律雄
	8 番	寺田	誠	10 番	西田	暁
	11 番	高田	照美			

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	小山	幸良	ロ.	片板	大作
ハ.	柳田	和則	ニ.	中峯	哲義
ホ.	中畠	一三	ヘ.	高田	正一
ト.	小脇	浩一	チ.	雨田	俊孝

4. 欠席委員

農業委員

9 番 西田 三郎

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による令和元年度第 22 号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しないことの判断について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	古市	義朗
農地振興係長	戸川	修一郎
農地振興係主任	日高	隆一郎

7. 会議の概要

事務局 開会の前に、本日欠席の届が会長に出ておりますので報告いたします。
(農業委員のうち) 議席番号 9番、西田 三郎 委員 でございます。

事務局 それでは、本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第6条により成立
していることを報告いたします。

議長 ただいまから、第22回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしい
でしょうか。

(「はい。」の声あり。)

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 3番、池亀
昭次 委員。4番、牛野 進一郎 委員を指名します。

議長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第
1項の規定による令和元年度第22号農用地利用集積計画書(案)に対する
意見決定について、を議題といたします。

事務局 それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。戸川係長。
資料は2ページをお開きください。

議案第1号の農用地利用集積計画の承認に関して説明いたします。利用
権設定の総括表をご覧ください。資料は3ページです。今回は1件です。

地目は畑で、面積合計 ●●㎡。公告年月日は令和元年5月31日です。
期間については令和元年6月1日から令和6年5月31日までの5年間で
す。

次のページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。

利用権の設定をする者は、南種子町○○××番地 A・90歳。利用権の
設定を受ける者は、南種子町○○××番地 B・35歳。経営面積は ●●㎡
です。

利用権設定する土地の所在は、南種子町○○字△△××番。この土地の利
用内容は牧草で、賃借料は ○○円 です。5ページに図面を添付していま
すのでご覧ください。

利用権の設定を受ける者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しており、
これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤
強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、議案第1号の農用地利用集積計画について承認を求めるものであ
ります。

説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第1号については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請（委員会許可）について、譲渡人・C、譲受人・Dを議題とします。

事務局 それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いいたします、日高主任。7ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権の移転が1件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 C。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Dです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、8ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は9ページから添付しています。

この件につきましては、5月14日の現地調査により耕作等について確認しております。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番、寺田 誠 委員。

8番委員 3条申請でございますけれども、場所は資料12ページをご覧ください。〇〇番地ですけれども〇〇地区の〇〇に近いところにあります。

現地の周りは何も作っておりませんが、今から作る予定でございます。

譲受人のDさんは、元々は〇〇△△でたばこ専業農家でありました。Eさんの息子でございまして、たばこの作付けを止めてから青果用サツマイモを中心に作付けをおこなっているようです。

今回所有権の移転によって経営拡大をするということでございまして、保有する農機具、それから農作業の日数、人数の状況からみても農地のすべてを効率的に利用できるものと思います。以上です。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長 異議がないようですので、議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案

のとおり決定いたします。議案第2号については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第3号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について、対象地・〇〇字△△××番 外6筆を議題にします。

事務局 それでは事務局より、議案第3号の説明をお願いいたします。日高主任。資料15ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断についてです。

次の土地は、現地調査の結果、農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しない旨の決定をしたいので議決を求めるものです。

整理番号1番。台帳所有者が、大阪府茨木市〇〇××番××号 F。

土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番、地目は 畑、地積は ●●㎡、外6件、6筆の合計で7筆、地積合計は ●●㎡ になります。

この7筆につきましては、利用状況調査の結果から再生困難な農地と判断し、既に山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる土地であります。

この件につきましては、令和元年5月14日の現地調査において、農地部員及び職員、整理番号3番から7番におきましては、小山推進委員も一緒に確認をしております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第3号については原案のとおり決定いたしました。

議長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。